

第五回國會 衆議院 内閣委員会農林委員会連合審査會議録第一号

昭和二十四年五月七日(土曜日) 午後二時二十九分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 齋藤 陸夫君  
委員 小川原政信君 理事吉田吉太郎君  
理事有田 喜一君 理事木村 榮君  
理事鈴木 幹雄君  
江花 静君 柳澤 義男君  
鈴木 義男君 小林 信一君  
佐竹 晴記君

農林委員会

委員長 小笠原八十美君  
委員 坂本 實君 理事松浦 東介君  
理事深澤 義守君  
河野 謙三君 田中 彰治君  
野原 正勝君 平野 三郎君  
淵 通義君 村上 清治君  
石井 繁九君 竹村奈良一君  
寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君  
出席政府委員 山添 利作君  
(農政局長) 農林事務官

委員外の出席者

(大臣官房) 文書課 細田茂三郎君  
農林事務官 長 農林事務官 鳥封川 浩君  
専門員 小関 紹夫君  
専門員 岩隈 博君

本日の会議に付した事件

農林省設置法案(内閣提出第二八八号)

第一類第一号附屬の十三

内閣委員会農林委員会連合審査會議録 第一号

昭和二十四年五月七日

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一二九号)

齋藤委員長 これより会議を開きます。

本日は農林省設置法案、農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この二つの案について、内閣委員会と農林委員会との連合審査会であり、まず政府の提案理由の説明を求めまして、それから質疑に入りますが、質疑は通告順に従つてこれを許しますから、あらかじめ御通告を願います。念のために申し上げておきますが、質疑は本日の議題についてお願いをいたします。本日の議題は、農林省の機構改革でありますから、農林行政の運用につきましましては、また農林委員会において審議せられることと思ひますから、これを御承知の上、質疑をさせていただきますと思ひます。

○農務大臣 農林省設置法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

御承知のごとく、各省大臣の所掌事務及びその権限等の事項は、従来行政官廳法及びそれに基く各省官制によつて定められていたものであります。しかるにこの法律は、本年五月三十一日限り失効いたしましたことになっておりまして、これにかわりまして第二國會において成立いたしました國家行政組織法が、本年六月一日から施行されることになっております。この國家行政組織

法は、國家行政機構の大綱を定めたるものであります。各省共通の事項を規定して止まるものであります。農林省の任務、権限、所掌事務の範圍、内部の組織、地方支分部局及び附屬機關の名称、所掌事務等を明確ならしめるため、別に法律を制定する必要があるわけであり、農林省設置法案は、この必要に基き制定したものであります。

次に農林省設置法案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一章總則におきましては、農林省の任務及び権限につきまして規定しております。

第二章におきましては、農林省の内部部局として、官房のほか農政局、農地局、農業改良局、畜産局及び蚕糸局の五局につきその所掌事務を掲げ、地方支分部局として農地事務所及び作物報告事務所の所掌事務を掲げております。このほか農事試験場等の試験研究機關、その他農林本省の附屬機關についてその名称、任務を掲げております。なお、これら附屬機關の細目につきましては、農林省令で、審議會等の諮問機關の細目につきましては、政令で定めるようにいたしております。

第三章におきましては、外局として食糧廳林野廳、水産廳を掲げ、地方支分部局としたしましては、食糧事務所、官林局、官林署及び木炭事務所を掲げまして、その所掌事務についてそれぞれ詳細に規定いたしております。外局の附屬機關につきましても、農

林本省の場合と同様に、名称、任務等について規定いたしておりますが、細部の点につきましては、農林省令または政令で定めることとしてしております。

なお水産廳につきましては、第二國會で成立いたしました水産廳設置法がありますので、権限、所掌事務等については、この法律の規定によることとしてしております。

第四章は職員に関する規定でありまして、任免等の人事管理に関する事項につきましましては、國家公務員法の規定により、定員については、別に法律の定めるところによる旨を明確にいたしております。

第五章は公團に関する規定でありまして、農林省の所轄する公團については各公團法の定めるところによる旨を規定しております。公團の整理統合が実現いたしました場合には、当然その名称、数等につきまして変更を加える予定であります。

附則は各官制その他関係法令の廃止規定及び現在農林本省の地方支分部局であります資料調整事務所を、本年七月三十一日までに、また同様農林本省の附屬機關であります國營牧野事務所を本年六月三十日までに廃止したすにつきましましての必要な経過規定であります。

以上がこの法案を提出いたします理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたしますのであります。

○齋藤委員長 質疑に入ります。坂本 實君。

次に農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、提案理由の御説明をいたします。

第一に、農林省の外局として置かれる水産廳につきましては、水産廳設置法があるわけであり、水産試験場、水産講習所その他の附屬機關につきましましては、現に官制があるのみでありますので、國家行政組織法の規定に従つて、本年六月一日以後法律で規定いたします必要がありません。別に提案いたしております農林省設置法案の形式とそろえまして、水産廳設置法を改正いたす必要がありません。

第二に、國家行政組織法の建前からいたしますと、委員会というものは、各省の外局として置かれるもので、相當汎な行政官廳的権限を持つものに限られるわけであり、農林省におきましては、この委員会に該當するものはないのであります。従来委員会という名称を使用しているもので、法律中に掲げられているものを、それぞれ名称を変更して整理いたす必要があるのであります。

第三に、従前存した諮問機關等で、現にその必要のなくなりましたものにつきましまして、関係官制の廃止規定であります。

右がこの法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたしますのであります。

○齋藤委員長 質疑に入ります。坂本 實君。

○坂本(實)委員 たいま提案理由の説明を伺つたのでありますが、この際三、三の点につきまして質疑を試みたいと存するものであります。

まず農林省の本省関係におきましてお伺いしてみたいと思つてあります。新しい機構におきましては農地部と開拓局を合わせまして農地局ができておきたいと思つてあります。

○森岡事務大臣 機構の改正に關して御質問であつたわけでありまして、協同組合の部を農政局から廃止いたしましたのであります。協同組合はお話の通り、

協同組合は過去に存在いたしておりました農業者とまつたその意味を異にいたしましたのであります。ややとも

なご今回統計調査局を農政改良局の一部にいたしましたことにつきましての御質問でありまして、お話の通り、日本が食糧を海外から輸入しておるとい

う現状から見ましても、この農業統計といふことが、普通の内閣統計と非常にかかわつた意味を持つておるといふこと

は、申上げざるまでもないのであります。申上げておられる御質問は、御質問をいたした時点で、お伺いいたしたところであります。

○坂本(實)委員 たいま提案理由の説明を伺つたのでありますが、この際三、三の点につきまして質疑を試みたいと存するものであります。

まず農林省の本省関係におきましてお伺いしてみたいと思つてあります。新しい機構におきましては農地部と開拓局を合わせまして農地局ができておきたいと思つてあります。

て、確實な調査、確實な統計資料を持つておるといふことは、非常に必要なことだと思つてあります。各局が分散してそれら資料を集めるという

ことで、はたしてその実があるかどうか。はたしてどこでこれをまとめようかとせられるのであるかというふうな

点につきまして、ひとつ御所見を承つておきたいと思つてあります。

○森岡事務大臣 機構の改正に關して御質問であつたわけでありまして、協同組合の部を農政局から廃止いたしましたのであります。

協同組合はお話の通り、協同組合は過去に存在いたしておりました農業者とまつたその意味を異にいたしましたのであります。

ややともなご今回統計調査局を農政改良局の一部にいたしましたことにつきましての御質問でありまして、お話の通り、日本が食糧を海外から輸入しておるとい

う現状から見ましても、この農業統計といふことが、普通の内閣統計と非常にかかわつた意味を持つておるといふこと

は、申上げざるまでもないのであります。申上げておられる御質問は、御質問をいたした時点で、お伺いいたしたところであります。

○坂本(實)委員 たいま提案理由の説明を伺つたのでありますが、この際三、三の点につきまして質疑を試みたいと存するものであります。

いたしましたけれども、この統計等の部分におきましては、従来と少しもかわらず、さらに一層強化をいたしてその成果をあげて行きたい。かように考

えておるわけでありまして、なご今回農地局を設けまして、その農地局のうち従来開拓局を包含いたしたのであります。

これに對して、あまりにも単純ではないか、特別な部でも設けたらどうかというふうな御質問でありましたが、これは相当考

えられなくてもないものであります。またさうした方がいではないかとい

うふうな御質問も受けておるのであります。組織そのものよりも實際の効果を

あげることが行政の目的であります。ことに末端の組織をいたしましては、

従来通り各地に農地事務局を持つておりました、すべての土地改良、開拓、

開墾等の事業を掌握いたしておるのであります。本省にこれらの部を

必ずしも設けなくても、私は必ずその目的に向つて行政し得られるものと、かような確信を持つてこの機構を改革

いたしましたのであります。○坂本(實)委員 たいま提案理由の説明を伺つたのでありますが、この際三、三の点につきまして質疑を試みたいと存するものであります。

まず農林省の本省関係におきましてお伺いしてみたいと思つてあります。新しい機構におきましては農地部と開拓局を合わせまして農地局ができておきたいと思つてあります。

○森岡事務大臣 機構の改正に關して御質問であつたわけでありまして、協同組合の部を農政局から廃止いたしましたのであります。

協同組合はお話の通り、協同組合は過去に存在いたしておりました農業者とまつたその意味を異にいたしましたのであります。

ややともなご今回統計調査局を農政改良局の一部にいたしましたことにつきましての御質問でありまして、お話の通り、日本が食糧を海外から輸入しておるとい

う現状から見ましても、この農業統計といふことが、普通の内閣統計と非常にかかわつた意味を持つておるといふこと

は、申上げざるまでもないのであります。申上げておられる御質問は、御質問をいたした時点で、お伺いいたしたところであります。

○坂本(實)委員 たいま提案理由の説明を伺つたのでありますが、この際三、三の点につきまして質疑を試みたいと存するものであります。

まず農林省の本省関係におきましてお伺いしてみたいと思つてあります。新しい機構におきましては農地部と開拓局を合わせまして農地局ができておきたいと思つてあります。

一日に廃止をする。しかしながら府縣に委譲の困難なものについては、なご自分の調査事務所を所管せしむる。

こういふ方針のようでありまして、一府縣知事に権限を委譲されるものはないものがあるのか、さらにまた

食糧事務所ではどういふ仕事をされるのかということが明らかでないの

であります。これは日々当面いたす問題でもありますし、この際この点を明らか

にしていただきたいと思つてあります。○細田説明員 今のお尋ねの資料調整

事務所の府縣に委譲する事務がどういふものであるかということにつきま

しては、まだ具体的にきまつておりません。これは御承知のように、資料調整

事務所をやつておりますところの切符切り等の仕事は、経済安定本部が農

林、商工、その他の関係者の分を一括いたしました計画的にやつておるわけ

点につきまして、現在商工省関係との所管上におきまするいろ／＼な懸念があることは、非常に農民としても迷惑するのではありませんが、これらにつきまして、十分円滑なる運営ができる見通しがあるかどうかという点について、伺つておきたいと存じます。

○森國務大臣 私からお答えいたしました。従来農林省が当然取扱うべき品目でありながら、これが資材統制のために他省に所管されておるものがあるのではありません。農機具のごとき、あるいは漁網網のごとき、あるいは肥料のごとき、これは当然農林省が責任をもつて生産し、配給しなければならぬ物資と考へておるのであります。しかるに今申しましたように、資材の統制等の関係から、御承知の通り肥料は、商工省が生産面に化学肥料として考へて所管いたしております。また漁網網のごときも、綿糸の工業化という意味から商工省に所管されておるのであります。また農機具のほとんど全部が商工省に所管されておるのであります。今回行政組織の改善にあたりまして、商工省が通商産業省とかわります機会に、両省よく協議のもとに、これらは適当にその責任を明らかにしなければならぬということをお慮いたしました。この農機具の中におきましても、わが内地において使用するときの農機具は、すべて農林省において生産まで所掌すべきものである。また漁網網のごときも、当然これを水産の上から申しましても、農林省が所掌すべきものであるという氣持で、両省の間にこの話をいたしまして、この組織法の上において、今お説みになつたような條文を設けまして、今後この問題につ

いては、両省において十分協調いたしまして、懸念の起るようなことのないように、その実績をあげて行きたい、かように考へておるわけでありませう。

○坂本(實)委員 最後にもう一点、公團関係につきまして伺ひしておきたいと思つておられます。この原案によりますと、従来の五公團をそのまま載つておるのであります。これはその存続期間が六月末日をもつて切れるのであります。これに対していかなる考へがあるのか。われ／＼は当時公團の存続期間延長につきましての協賛を與へる際にも、なるべく早くこれは整理をすべきものであるということを中心としておつたのであります。はつきりした見通しがつかぬのかどうかということについて、ひとつ御所見を承つておきたいと存じます。

○森國務大臣 これは別に法案といつたしまして、今日中には提案いたすことになつておると思つて、五公團の中に、これを整理いたしまして、食糧公團、食品公團、肥料公團の三つをとりあえず存置いたしまして、なおかつその取扱ひ品目につきましても相当整理をいたし、できるだけ経費の削減をいかにして目的達成をいたしたい、かような構想を持つておるのであります。別の法案として御審議を願うことになつておることを御承知願ひます。

になるのでありませうか。これは行政整理に関連する問題ではあります。が、御説明願えればけっこうだと思つます。実質的に言いますと、人員の上からでもつけようでございます。

○細田説明員 今度の定員法案として別に御審議を願うと思つます。それと別に御審議を願うと思つます。人員の関係を数字で申し上げてみますと、標準予算定員が十万七千三百五十二人であり、それが、それに対して今度の行政整理によりまして減員を必要といたします。数字が二万一千二百六人でありませう。そのほか、四月以降の本年度の予算で新しく新規増員として定員の増加を認められております者が八百五十六人あります。そこで差引きまして、新しい農林省の定員としては八万七千二人、こういうことになります。大体二割程度の数字に全部をならしてなることになつております。

○柳澤委員 よくわかりました。次にもう一点お尋したいのは、肥料、農機具、農薬といつたようなものの生産についてであります。今度設置される通商産業省設置法の中にもほとんど同様のものが規定されている。これはただいま大臣の御説明によると、農機具のごときは、内地で使用するのは全部農林省の責任においてつくるといふような話合ひが、両省の間にできておるといふような話合ひでありまして、さうな話合ひによつて懸念を未然に防ぐことを得ますならばまことに幸ひであります。いやしくもこの設置法を法律としてここに定める上におきましては、この條文の上から当然権限の分野が明らかになつておらなければならぬ。ことに通商産業省設置法の十

四條の二にありますが化学肥料のごときは、安酸カルシウムだけは除くといふことをうたつておられますが、その他の点については化学肥料の生産増進、改良及び調整をはかることがうたわれおられます。さすれば、本農林省設置法案の第八條の規定と非常に抵触するやうな観があります。話合ひだけで、法律の規定としてこれを守つて行くといふことはなかな／＼困難ではなからうかと思つます。何かこれについてはお話し合ひの結果、別の政令でもつくられるお考えなのでございませうか。その点を伺ひたい。

○森國務大臣 肥料の方は本来私の方でやるべきものと考へておるのであります。が、これらの資材、鋼材、電力等の関係で、現在は従来通り化学肥料だけは商工省が責任をもつて生産を所掌するということになつておられます。農機具等の生産につきましては、まだ細目にわたつてこれ／＼の品物はといふふうには、けつきりいたしておらないのであります。農林省の氣持としましては、内地に必要な農機具は当然農林省が所掌すべきものであるという氣持で、通商産業省の法文と照合していただいた場合には、何だか両方に所管するやうにも書かれておられます。商工省においても輸出向きの農機具等も相当生産するのであります。また農機具によりまして、あるいは発動機の大きいものであるとか何とかいふものは、従来との関係で通商産業省が所管するやうな考へもあるわけでありませう。細目にわたつては双方今後円満なる交渉をいたして行きたい。いづれにしても、政府の責任によつて、こゝろ品物の生産に支障のな

いようになつて行きたいと考へておられるわけでありませう。

○柳澤委員 お尋ねいたしたいことは、その支障のない話合ひについて、何か別に法令化するお考えなのでございませうか。

○森國務大臣 法令というよりも、むしろ行政面において双方協調できるものと確信しております。

第一類第一号附屬の十三 内閣委員会農林委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十四年五月七日

○柳澤委員 簡単に要点だけお尋ねいたします。ただいま大臣の御説明で、八局十一部が五局四部に縮小される、かような部局の整理合併ということ、御説明でよくわかるのであります。が、それが実質的にはどの程度の縮小

なるのでありませうか。これは行政整理に関連する問題ではあります。が、御説明願えればけっこうだと思つます。実質的に言いますと、人員の上からでもつけようでございます。

○森國務大臣 肥料の方は本来私の方でやるべきものと考へておるのであります。が、これらの資材、鋼材、電力等の関係で、現在は従来通り化学肥料だけは商工省が責任をもつて生産を所掌するということになつておられます。農機具等の生産につきましては、まだ細目にわたつてこれ／＼の品物はといふふうには、けつきりいたしておらないのであります。農林省の氣持としましては、内地に必要な農機具は当然農林省が所掌すべきものであるという氣持で、通商産業省の法文と照合していただいた場合には、何だか両方に所管するやうにも書かれておられます。商工省においても輸出向きの農機具等も相当生産するのであります。また農機具によりまして、あるいは発動機の大きいものであるとか何とかいふものは、従来との関係で通商産業省が所管するやうな考へもあるわけでありませう。細目にわたつては双方今後円満なる交渉をいたして行きたい。いづれにしても、政府の責任によつて、こゝろ品物の生産に支障のな

○柳澤委員 お尋ねいたしたいことは、その支障のない話合ひについて、何か別に法令化するお考えなのでございませうか。





があるようでありませう。これでは先ほど申し上げましたような、農林省の任務を遂行することに逆行する方向じやないかと私は考えるのでありますが、この点について、農林大臣の御意見を拜聴したいと思います。

○森國務大臣 政府は各行政面につきまして、相当の整理を行うということを聲明いたしてあり、先ほど政府委員が説明いたしました通り、約三割の整理を行うことにいたします。しからば現在ですら行政の面と行政される面との間に十分なことが行つておらぬではないか。それに人を減して、どうしてその円満なる行政ができるかという御質問であります。私は今日の行政の状況は、戦争以來非常に統制も強化されましたためでありませうが、相当以上に膨脹いたしておるのであります。この際相當数にこれを整理することは、決して不可能ではないという氣持で、行政整理に着手いたしましたのであります。私は各末端における行政事務に携わつておる人々に対しまして、できるだけそういう人の手数を省き、そうして事務を簡捷にして、ほんとうの仕事に熱中してもらふように、行政面の整理とともには事務の簡素化といふことも考へて行く。そうして能率を上げてもらうことが、私の今回行政整理に対する希望でありまして、必ずやその氣持によつて行政いたして行きますならば、人員が相当整理されまして、決して國民諸君に御迷惑をかけるということのないようにいたし得る、かように信じておるのであります。整理の面におきましては、整理をすることを少くいたして、そうしてそ

うふうなことの起らないようにいたして行きたい、かように考へておるわけでありませう。

○深澤委員 その問題につきましては、また細部にわたつて御質問申し上げますが、第二点といたしましては第四條の四十五、四十六、四十七の問題であります。四十五におきましては、「主要食糧の供出の割当を行うこと」、四十六におきましては、「主要食糧を買い入れ、賣り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯蔵すること」、四十七は「主要食糧の價格を決定すること」といふのが農林省の権限の中にあるのであります。主要食糧の供出割当という問題であります。供出割当という問題は、戦時中の東條内閣当時の言葉でございます。事實は第四十六に書いてありますように、これは政府の買い入れであります。従つてこの供出といふことが非常に農民に対して圧迫的な感ぜを受けさせるのであります。しかるに現在、なおかつ事実上は四十六に掲げておるように主要食糧は買い入れとしておるにもかかわらず、四十五においては供出といふ言葉を使つておる。この点を一体大臣はどのように考へておるのか。

それから四十七の主要食糧の價格の決定であります。現在主要食糧の價格といふものは、まったく生産費の半分にしか当らない價格で政府は買い上げられておられる。この價格も一方的に政府が決定されておる。これに対して農民は非常に不満であります。従つて價格の決定については、農民並びに消費者等を含めた審議会等をつくりまして、これを決定するといふような方法でやつて行くべきだといふのが、全體的に

起つておるところの聲であります。この問題について、あくまで政府は一方的に主要食糧の價格を決定されて行かれる方針であるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○森國務大臣 文字にとられるわけではないのであります。供出といふことが長い間使われて参りましたので、この供出といふ文字を使つておるわけでありませう。お話の通り政府がこれを買上げるわけでありませうが、買い上げるといふことは買入ると賣るまいと自由である場合に買入があるものであります。そこに法的措置によつて責任を持つて買収に應ずるといふ氣持からこの供出といふ言葉が使われて来たと思はれます。買入るといふことは自由買入のごとき、賣入ると賣るまいと俺の自由だといふ立場におるわけではないのであります。そこに義務づける氣持でここに供出といふ言葉を使つて来たのだらうと思はれます。價格の点におきましては、お話の通り今日おるわけでありませうが、生産費の半ばにも達しない、こういう御説でありませう。どういふ御計算によるものであるかわかりませんが、米の生産費といふものは、その地方々々、また作付の状況、耕作者の実態等によりまして、種々まち／＼なものであるのではありません。ただ一方的物價といふもの基準によりまして、また物價の値上り等の全國的平均の指數等を勘案いたしたこのパリティ指數を定めて参りました。そしてそれを基準として今日價格を決定いたしておるわけでありませう。しかしこれは生産者の氣持も消費

者の氣持も考へねばならない。ただ政府が一方的にやつておるのは不都合ではないかといふ御意向であります。適切な價格を生み出すことについては、政府といたしましては相当考慮を拂つて参つたわけでありませうが、今日の事情におきましては、やはり現在やつておられます指數を基準といたしまして生産者價格をきめて行きたい。この道をとるよりはかかない、かように結論を得ておるわけでありませう。

○深澤委員 米價その他のもの決定についての、パリティ方式に対するおれ／＼の主張の生産費方式の理論は別に譲るといたしまして、こういうやうなぐあいには、農民の供出した生産物を、法律によつてこれを買い上げ、價格を一方的に決定することになります。これは、農業が私企業でなくて公共的な性格を持つておるといふことは明確であります。この点はいろんな場合において議論されるのであります。農業が私企業であるか公共的な性格を持つたものであるかといふことについて、はつきりした御意見を伺いたしたいと思います。

○森國務大臣 これはかつて農林委員会でもお答いたしましたと思ひますが、今日のすべての生産面におきまして、自由奔放な考え方は許されないのであります。今日日本が起ち上る上におきましては、私企業であり、またそれが公共的な性質を帯びておるといふことは、いづれの産業にも、また業態にも結びつけられると思はれますが、この氣持から、農業は自由自在に自分が勝手につくつて、自分が賣れるのだというやうな氣持で農業は経営でき得ない。やはり今日の國民の

ための食糧生産という公な仕事を持つ意味におきまして、政府はある面におきましては、これに一つの法的措置をいたすと同時に、また政府は責任を持つてその業態を保護して行くといふことも考へて行かなければならぬと思ひのであります。これはいづれの産業においてもさうに論じ得られる。かように考へております。

○深澤委員 第三点は本省の内閣部局の問題であります。七局を五局に減少いたしましたのであります。まず第一に統計調査局を農業改良局に併合いたしました。統計調査部といふものにしたのであります。元來日本における農業統計が非常に不完全であるといふことは間違いない事實であります。日本が國際的な地歩を確保するために、世界の農業センサスの上に間違いない數字を出すといふことも必要であると思はれます。また日本における農業の実態を、數字的に確実に把握して行くことも必要であると思はれます。統計調査局の任務は一切の行政面から制約されず、独自の立場において、日本のこの実態を科学的に把握して行くといふ大きな任務があると思ひのであります。さういふ意味において、この統計調査局の局としての独立性を持たせることは、日本の今後の農業の發展の上にも必要であるといふぐあいに考へるのであります。これが農業改良局に併合されることによつて、その統計調査局としての任務の独立性が非常に阻害される危険はないか、こゝろの点が一点であります。

第二点といたしましては、開拓局が農地局の中に含まれるのであります。今日日本の食糧事情といたしま

す。

す。







まして、食糧の配給等の仕事をやつておるわけでありまして、食糧公團の整理もいずれやるのであります。けれども、末端配給については整理から除外されたのであります。人員を整理したために、その食糧配給が消費者に非常な迷惑を来すというようなことがあつたらたいへんことになりまして、さらにこれを充実いたすような気が持をもちまして、この整理の面から除外をいたしておるのであります。配給等につきましては、決して心配をしていただくことはない、かように確信いたしておるわけでありまして。

○農務大臣 竹村奈良一君。  
○竹村委員 私はかへ行つておりましたので、大体深澤君からいろいろ逐條的なお話があつたと思ひますので、總体的なことをお伺いしたいと思ひます。

この農林省設置法というものは、おそらく農林行政の根幹をなすものであると私は考へておるのであります。従つてこれによつて農林行政というものは円滑に行くのだ、こういう農林大臣のお考へで、こういうものを出されたと私は思ふのですが、農林省にとつて農林行政の一番根幹をなすところのこの設置法を、内閣委員会にまわされたという理由を承りたいということ、それからもう一つは、これによつていわれる農政なるものが十分やつて行けるお考へだと思ふのですが、そういうお考へで、これによつてやるならば、今日の農林行政というものは十分やつて行けるといふお考へであるかどうか。これをまずお伺いしたいと思います。

たかという御質問であります。これは議院運営の方式によりまして、内閣組織法のすべてのものが内閣委員会に御審議を願うことになつておるのであります。特に農林省と関係がござりますので、今日のように合同協議が行われておるようなことと存じております。農林行政をこんな機構においてやる確信があるかという御質問でありました。私は皆様がこの農林省設置法案を御可決くださるならば、この設置法案に基きまして、はなはだ微力でありまして、農林行政をこの組織のものと遂行いたして行くという確信を持っております。お答えいたしておきます。

○竹村委員 それではお尋ねいたしました。この設置法によりまして、協同組合を育成強化するという面については、先ほど深澤君があつたかわかりませんが、非常に縮小されておる、これによつて協同組合は十分育成できるかどうか。今日協同組合は少くとも農民の自由な意思によつて、自由に発展せしむべきだということを言われておられますけれども、それができない。まだそこまで農民は民主的に、自分の組合を自分でつくつて行くという考へ方が徹底してない。その証拠には、本日農林委員会へ提出されましたいわゆる協同組合法の改正法を見ましても、それが今まで自分の敵対的な反対の立場にあるものを役員に入れたいというようなことを、農民自身がいざなうして、少くとも法律によつて規定しなければならぬほど、農民が民主化されてないという現実において、協同組合の育成指導というものについて、この機構を縮小されても、

しかもまた協同組合におきましては、いろいろな面において實際協同組合に保障されておる、たとえば農民に與えられた十六原則によつて保障されておるいろいろな業務というものが、いろいろな形において事実の面においては非常に圧迫をこうむつておる現状であるのでござります。そういう場合において、こういうように、これを育成する課を縮小されて、はたしてやつて行けるかどうか。この点をお伺いしたいと思います。

○農務大臣 その点はたび／＼御質問がありましてお答えしたわけでありますが、この機構において十分やつて行ける確信を持っております。

○竹村委員 やつて行けるとおっしゃいますが、それは先ほどから質問があつたかわかりませんが、たとえば報奨物資あるいは農村衣料の問題についても、現在あのような状態で協同組合に渡つていない。そういう問題も早急に解決されるかどうか、そういう点をお尋ねしたい。それからもう一つは、おそらく問題が出盡しておると思ふのですが、たとえば先ほど深澤君が申されました資材調整事務所の廃止の問題であります。これは府縣に委譲する。おつしやいますけれども、あの統制物資の中には委譲のできないような統制物資が非常に多い。この問題についても廃止した場合に、どういふ部面でもう処理されるか。今研究中とおつしやられればそれまででありませうけれども、おそらく一年間延ばさずしてわすかの期間延ばすというのには、何か考へがあるに違いない。今現に委譲するおつしやいますけれども、今委譲できないものが

ある。こういう面をどういふふうに解決されるか。そういう点を一つお伺いしたいと思ひます。

○農務大臣 資材調整事務所を取扱つております物資で、どうしてもできないという、お説のような次第であります。そういうものは、食糧事務所に資材調整の部を設けて、そこで取扱つて行く方針を持っております。なお協同組合に対するいろいろな仕事、まだ未解決ではないかというお話であります。これは部を持つたから、その問題が早く解決する、部がないから、その問題が解決しないという問題ではないと思つております。今おあげになりましたような資材等の取扱物資に対しましては、目下極力これを實現するように、推進いたして行つておりますから、さよう御承知願いたいと思ひます。

○竹村委員 それでは食糧に配給できない品物をまわす、さうしましたら、この食糧の規定を見ますと、ここには総務部と、食糧部と、食品部というような部が設けられております。総務部はちろん、総務課はどこかでやられるだろうと思ひますが、さういふ所でも、米、麦その他いろいろ困つておるところへ、さういふ物資を押しつけて持つて行く、しかもそこに、おそらく特別会計で扱つて五千万以上も越えておるというものを考へなければならぬときに、經理に対する専門の課を置かないというようになつて来て、はたして經理方面ができたかどうか、おそらく私にはできないと思ふのですが、これでやれるかどうかという点を、ちよつとお伺いしたいと思います。

○農務大臣 それは決して御心配くださらないでも、やり得るとこつちは確信を持つておるわけでありまして。

○竹村委員 農林大臣一人の確信では、われ／＼非常に困るのであります。これはやはり國民の重要な、毎日の食糧を扱う所ですから、さういふ所の人員を整理すれば、ほかの今まで扱つていないものを扱うことになる。それから經理の方面は、別に総務部で扱うということにやられても、もし一朝さういふ物資を腐敗せしめたり、配給の面で運配欠配を起したり、さういふことは確信はありになるでしようけれども、確信が間違つたら、あるいは農林大臣一人じやなしに、國民全体が迷惑することになるのであります。私はあえてその問題を問題にしては、さういふことをやらなくても、もつとほかにやるところがあると思ふのです。それで、もなお確信があつて、この部にやらせるといふならば、その場合において、もしかんじよその他の面において腐敗を起したり、あるいは損害を起したり、あるいは經理を間違えたりするさういふことが、實際においてさういふふうには縮小した結果起るかもしれない、それを經理官を置かなくてもやれるとおつしやつただけでは、安心できないのであります。これに対してもさういふ弊害が起つた場合には、どういふふうにするのか、改正されて、また經理局でもお置きになるというお考へがあるのか、その点をお聞きしたい。

○農務大臣 心配すればきりないことではあります。食糧事務所ですういふ事務を取扱つておるわけでは、こ

これは縣に移管いたしましたし、食糧事務所に一部併合いたしましたし、仕事と人間はついて行くのでありますから、決してさような御心配はないと存じております。

○竹村委員 それではもう一つお伺いしたいのですが、大体これでやられると、現在の人員を配置轉換いたしましたら、なおどれだけ失業者を出さなければならぬのか。どれだけ整理されるのか。その人員をひとつ明らかにしていただきたいと思う。

○細田説明員 これは定員法の内容になりますけれども、数字を申し上げてみますと、大体整理をされます人数は約二万人ばかりであります。大体現状の予算定員の二割近いものが整理されるということになりますのであります。

ただこれは一應予算定員上二万人近いものが整理されるということでありまして、そのうちには、御承知の定員はありまして、現在大体欠員というものが相当あるわけでありまして、これが地方末端に至るまでたくさんありますが、現状の正確な数字が得られておりませんので、いわゆるほんとうに血の出る整理なるものがどのくらいになるかという、はつきりした数字は現在においてはまだ出ておりません。

○齋藤委員長 竹村君にちよつと申し上げますが、大臣は四時半にどうしても行かなければならぬところがあるらしいので、まだ十分ありますが、そのつもりで願います。

○竹村委員 現在二万人くらいのうち、血の出るのははつきりわからぬ、こういうお話ですが、失業に見舞われるという人に対して、大臣は一体どういうふうな失業対策とどういうふうな

方法をもつてこの人たちの生活を安定して行こうとされておられるのか。この点を伺いたい。

○森國務大臣 失業対策につきましても、政府において相当の計画をもつて、ことに労働省所管といたしまして、これらの対策を考へておるわけでありまして、轉換配置等のことも考へられるのであります。また土木事業等の問題も考へられるのであります。

○森國務大臣 解釈は御自由であります。定員整理に對しましては、その整理に對してどういふふうな手当をするか、それはともにあわせて提案するつもりであります。

○齋藤委員長 これで質疑の通告者は全部発言を終りました。他に御質疑のある方は願います。

○木村(榮)委員 三十四條に表が出ておりました、その中央に中央農地委員會議といたのがございまして、そこに「農地調整法その他の法令によりその権限に属させた事項を処理し、及び農地に関する重要事項を調査審議すること」となつておりますが、中央農地委員會議その他農地調整法関係に規定されました各縣の農地委員會議の、今まで持つておりました権限といつたようなもの、今このところないわけでございますか。

○細田説明員 これは名前がかわりましたけれども、内容については全然現狀を変更する考へはございません。

○木村(榮)委員 そういたしますと、この委員會議は組織法の第八條に書いてございまして「審議會又は協議會」というこの條項によつて大体御決定なされたものである、かように解釈してさしつかえございませんか。

○細田説明員 その通りでございます。○木村(榮)委員 そういたしますと、「諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員會議以外のものを云う」ということに括弧してなつていますが、この「等」というのを入れたのは、當時、組織法をこしらへますときに、労働委員會議と農地委員會議と二つあるので、これを合法的に存置するために「等」を入れた大きな含みがある。かように當時の政府側の答弁だったので、そのことを御勸案の上今の農地委員會議の制度をそのまま存続された。この点はさように解釈してよろしうございませぬか。

○細田説明員 その通りです。○齋藤委員長 それでは連合審査會はこれで散會いたします。

午後四時二十九分散會

昭和二十四年五月二十三日印刷

昭和二十四年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局